

京都府議会 12月定例会

かみね史朗議員の議案討論 1
議案議決結果 4
森下よしみ議員の意見書討論 5
意見書案議決結果・請願審議結果 8
意見書案文 9

●京都府議会 2016年12月定例会で、日本共産党のかみね史朗、森下よしみ議員が行った討論を紹介します。

議案討論

かみね史朗議員（京都市右京区）

2016年12月16日

日本共産党のかみね史朗です。私は、議員団を代表して、第1号議案平成28年度京都府一般会計補正予算（第6号）、第3号議案、京都府府税条例及び京都府産業廃棄物税条例一部改正の件、第9号議案天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画の変更に関する意見について、第10号議案京都地方税機構規約変更に関する協議の件の4件に反対し、その他の議案に賛成する討論を行います。

まず第1号議案についてです。高齢者共生型まちづくり事業費3億円は、京都版CCRC構想として国の地方創生拠点整備交付金を活用して、「共生型まちづくり」の京都モデルを整備し全国に広く発信するとしていますが重大な問題があります。

第一に、地域住民の多世代交流や健康づくり生活支援の事業を実施するとしていますが、医療福祉の事業者の自助努力や住民の互助の活動にゆだねて、国や地方自治体の公的な責任を放棄するものであり問題であります。

医療・介護施設の集積地をベースとして整備することが前提ですが、医療・介護施設自体、医療・介護人材が不足し介護報酬の削減によって運営に大変な苦勞をされており、健康づくりや生活支援などの事業を行う人材や運営に要する費用を自前で確保して取り組むこと自体が無理があります。また、住民などボランティアで運営することも考えられますが、専門的な人材がいなければ責任ある事業運営が行われる保障はありません。今、安倍内閣が福祉や社会保障の事業を住民の自助、互助に委ねる施策を強めていますが、今回の高齢者共生型まちづくり事業も、その具体化であると言わなければなりません。

第二に、特定企業の利益追求を支援する事業としての性格が色濃くなっており問題です。構想の基本コンセプトとして、「そこで暮らす人々にとっての魅力ある生活環境を創出」「人の流れをおこす就労環境を創出する」とありますが、それを担うのは民間企業等を想定しています。国の地方創生拠点整備交付金も、特定の民間営利事業者などは対象外になっているにもかかわらず、あえて対象にするよう求めていることは重大です。府民生活・厚生常任委員会の質疑で、全国で進んでいるCCRC構想の事業化の中で民間企業のサービス付き高齢者住宅が住まいの基本になっていることを理事者も認め、その住宅建設に支援することについても否定しませんでした。また、「人の流れをおこす就労環境を創出する」の名のもとに、特定企業の商品販売などを支援することになりかねません。しかも、府内で「共生型まちづくり」の京都モデルとして手をあげている事業者がありますが、ホテルやロープウエーなど特定企業の開発計画と一体で提案されていると聞いて

ており、特定企業の利益追求に奉仕する危険があります。

次に、けいはんなプラザ産業支援基盤整備費 3 億 4,300 万円についてであります。理化学研究所の科学技術ハブをけいはんなプラザスーパーラボ棟に立地し学研都市の機能を強化するというものですが、けいはんなプラザは府内の中小企業の技術開発などを支援するための施設であり、その性格を変えて 908 億 8,000 万円もの収入を持つ日本最大級の理化学研究所に場所を提供するやり方は問題です。以上 2 点の理由により 1 号議案に反対するものであります。

次に、第 3 号議案についてです。京都府産業廃棄物税条例一部改正については賛成するものです。今回の京都府府税条例第 43 条の 2 の 2 の改正については、国の都市再開発法の改正に伴うもので、市街地再開発事業で造成されるエリア以外の宅地等を取得した際に不動産取得税の軽減対象とするものです。

そもそも国の法改正の内容は、建築物の容積率や建築面積の緩和、住宅団地等の建て替えの合意要件を 5 分の 4 から 3 分の 2 に緩和すること、容積率も 268% を 600% まで緩和されることになっており、これまで以上に大手不動産や大企業の開発が促進されることにつながります。あわせて、住宅団地等の建て替えの合意条件が地権者の 3 分の 2 に緩和されることによって、行政処分によって同意しない地権者も再開発組合に強制加入させられ、土地建物に関する権利は本人の意思にかかわらず権利変換によってビルの床面積の一部を与えられるか、補償金をもらって立ち退くかを迫られることになり、住民追い出しとともにまち壊しを加速することになりかねません。本条例案は、そのような国の法改正に伴うものであり反対であります。

次に、第 9 号議案についてです。天ヶ瀬ダム再開発は当初、2001 年から 2015 年まで、事業費約 330 億円の計画でスタートしましたが、工事中に関西電力の高圧鉄塔の移設のため工期が 18 年まで延長されました。そして、今回、トンネル掘削土砂から環境基準を超える鉛やヒ素の重金属等の含有岩石が検出され、さらに地盤に脆弱層、破碎帯が見つかるなど再三工事がストップする事態となっています。

国交省は、今回、工期をさらに 2021 年度まで 3 年間延長し、事業費を約 430 億円から約 590 億円へと約 160 億円増額しました。工期の大幅延長は宇治の観光等にとっても大きな問題です。また、工事費の京都府負担額は約 31 億円も増額され約 115 億円にも及びます。

本来、宇治川の治水対策は、宇治川の堤防の強化や安全対策をしっかりと行うことによってなされるべきです。天ヶ瀬ダム再開発でダムの放流量を毎秒 1,500 トンにするトンネル工事は、琵琶湖沿岸の浸水被害が 1 兆 9,000 億円をかけた琵琶湖総合開発事業により激減していることなどで必要性はなくなっており、淀川水系流域委員会の意見書でも「効果は限定的で緊急性は低い」とされているのであります。以上の理由により第 9 号議案に反対であります。

次に、第 10 号議案についてです。今回の提案は、京都地方税機構へ自動車税、自動車取得税の申告書の受付、税額調査事務の算定及び調査事務を移管し共同化するために、また自動車関係税の課税事務に要する経費の負担方法を追加するために、税機構規約を変更しようとするものです。しかし、質疑を通じて職員の派遣人数、経費負担額の見直しなど税機構の体制も明らかにされず厳しい人員と経費削減等が押し付けられる可能性があること、また課税権は共同化しないこととしているものの課税共同化を容易に実施するための外堀を埋めることになり、課税自主権の侵害につながるものが浮き彫りになりました。よって、第 10 号議案に反対であります。

追加提出の第 11 号議案から第 20 号議案は、人事委員会勧告に基づき府職員の給与を引き上げるものであり賛成するものですが、大卒初任給が民間水準を相当下回っているため改善が必要であり、配偶者扶養手当の引き下げの見直しや人事委員会が 10 年連続して勧告で言及している臨時・非常勤職員の処遇改善を図るよう求めるものです。そして、今、定年前に退職せざるを得ない職員が出ており長時間過重労働の実態も改

善されておらず、府民公募型公共事業が執行しきれないなど、府職員の大幅削減が府民サービスにも影響を与え府政運営に影を落としています。府民の願いに応え、市町村とともに安心安全のまちづくりや地域の活性化を図っていく上で、公務員としての府職員の役割はかつてなく高まっています。こうした中で、わが議員団が一貫して求めているように、正規の府職員の計画的な増員に取り組むよう強く求めるものであります。

今回、議員報酬の引き上げも提案されていますが、本府の議員報酬は都道府県議会の中でも高水準となっており、府民生活の厳しさからいって、議員報酬を引き上げることには反対であります。

第7号議案、京都府少子化対策基本計画を定める件については賛成するものですが、委員会審議で指摘したように、非正規雇用の既婚率は正規雇用の6分の1であるという国の調査報告を踏まえ正規雇用の拡大を少子化対策の柱に位置付けること、子育て支援の対策は、全国の少子化を克服しつつある自治体の経験を踏まえ経済的軽減対策など子育て世代の要望に応えた思い切った対策を講じること、国でさえ認めている潜在的待機児童数の解消を対策に位置付け認可保育所の増設に全力をあげることを求めています。

なお、本議会で議論となった2つの問題について指摘しておきます。1つは亀岡スタジアム計画についてです。11月22日に開催された亀岡市主催の説明会において、治水問題や税金の支出問題など多くの疑問や質問が出されスタジアム計画について亀岡市民の合意ができていないことが浮き彫りとなりました。また、本日、世界自然保護基金ジャパンをはじめ、日本自然保護協会、日本生態系協会、日本魚類学会など全国的な自然環境保護に関わる56団体が「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）の整備計画等に関する意見書」を発表し知事と亀岡市長に届けられました。この中では、「新たにスタジアムを建設する場合の地下水への影響調査と保全対策の検討が不可欠である」「アユモドキ等の保全の観点から専門家会議の科学的検討・評価に基づきながら関係機関、関係部局が連携し一体として検討すべきである」などと述べられ、アユモドキの保全のために慎重で科学的な検討を求めています。こうした新たな状況を踏まえれば、亀岡スタジアムの強引な計画推進をやめ白紙に戻して検討し直すことこそ必要であることを改めて指摘しておきたいと思えます。

もう一点は、北陸新幹線の延伸問題です。与党PTの調整によって、敦賀大阪間については小浜京都ルートが強くなっていますが、この問題は、格差と貧困が深刻化する国民生活の中で新幹線の建設という大型公共事業を優先して取り組むべきか、国民生活の苦難解決を最優先で取り組むべきかどうかの選択が問われる問題であります。わが党議員団は、国民の苦難が増す中で国民生活を擁護することにこそ最優先で税金を使うべきであると考えます。その点では、府民生活よりも大型公共事業を優先する府政のあり方がきびしく問われているということを指摘しておきたいと考えております。

さて、いよいよ今年も年の瀬を迎えましたが、カジノ法案や年金カット法案、TPP関連法案の強行、安保法制に基づく駆けつけ警護の発動など安倍内閣の強権政治に対して、国民多数が不安の声、怒りの声をあげています。京都府政が安倍内閣の政治に迎合していることに対しても府民の批判が広がっています。国民の声に耳を傾けない政治に決して未来はありません。来年こそ、国民の願いに応える希望ある未来を開くため日本共産党議員団は、広範な府民のみなさんと力を合わせて頑張りぬくことを表明し私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

2016年12月議会 議案等議決結果

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				共産	自民	民進	公明	維新
第1号	平成28年度京都府一般会計補正予算(第6号)	12月16日	可決	×	○	○	○	○
第2号	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	12月16日	可決	○	○	○	○	○
第3号	京都府府税条例及び京都府産業廃棄物税条例一部改正の件	12月16日	可決	×	○	○	○	○
第4号	京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例一部改正の件	12月16日	可決	○	○	○	○	○
第5号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター建設工事委託契約締結の件	12月16日	可決	○	○	○	○	○
第6号	財産取得の件	12月16日	可決	○	○	○	○	○
第7号	京都府少子化対策基本計画を定める件	12月16日	可決	○	○	○	○	○
第8号	当せん金付証票発売の件	12月16日	可決	○	○	○	○	○
第9号	天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画の変更に関する意見について	12月16日	可決	×	○	○	○	○
第10号	京都地方税機構規約変更に関する協議の件	12月16日	可決	×	○	○	○	○
第11号	平成28年度京都府一般会計補正予算(第7号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第12号	平成28年度京都府収益事業特別会計補正予算(第2号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第13号	平成28年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第1号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第14号	平成28年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第15号	平成28年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第2号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第16号	平成28年度京都府電気事業会計補正予算(第1号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第17号	平成28年度京都府水道事業会計補正予算(第1号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第18号	平成28年度京都府病院事業会計補正予算(第2号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第19号	平成28年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第2号)	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第20号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12月16日	可決	○	○	○	○	×
第21号	監査委員の選任について同意を求める件	12月16日	同意	○	○	○	○	○
第22号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	12月16日	同意	○	○	○	○	○
第23号	土地利用審査会委員の任命について同意を求める件	12月16日	同意	○	○	○	○	○

日本共産党の森下由美です。ただいま議題となっております19意見書案のうち、3会派提案の、「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書(案)」、「『米政策改革』に対する稲作農家の不安を払拭し担い手経営の安定等の確保を求める意見書(案)」、及び「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について配慮を求める意見書(案)」の3件に反対し、他の意見書案には賛成の立場から討論を行います。

まず、わが党提案の「沖縄県米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書(案)」と「陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による共同利用の撤回を求める意見書(案)」についてです。12月13日、米海兵隊所属のオスプレイが名護市で墜落大破する事故が発生しました。ところが在沖米軍トップは、「県民や住宅に被害を与えなかったことは感謝されるべきだ」と、占領意識を丸出しの暴言を吐き、県民の怒りを逆撫でしています。同日に、別のオスプレイが普天間基地に胴体着陸していたことも明らかになりました。日本政府がオスプレイの安全性を繰り返し宣伝し、配備を進んで容認してきた責任は極めて重く、今回の墜落事故は、沖縄にとどまらず、全国各地の住民の安全にも関わる重大な問題となっています。

沖縄は、1972年の祖国復帰後も米軍基地が増え続け、米軍基地由来の重大事故、犯罪が絶えず、今年4月28日には20歳の女性が殺害され遺体が捨てられる痛ましい事件が発生しました。「これ以上米軍基地はほらない」「高江のオスプレイ着陸帯建設は中止を」という沖縄の民意を土足で踏みつけにし、強権的に押し進める政府の姿勢に、「オール沖縄」の怒りはいよいよ沸点に達しています。

安倍政権は、沖縄の辺野古新基地や、高江のオスプレイ発着ヘリパッドの建設、伊江島補助飛行場でのF35Bステルス戦闘機などの訓練場拡張などを強権的に行なっています。さらに本土では、米海兵隊岩国基地や米海軍横須賀基地などの部隊の増強が行なわれています。京都府内においても経ヶ岬米軍レーダー基地設置とともに、先月29日からは自衛隊福知山射撃場の共同利用が開始されています。

すでに米軍レーダー基地設置の際の府民の安全を守る対策は次々に反故にされ、交通事故が相次いでいる中で、12月10日には米軍属がスマホを見ながらの運転で事故を起こし、3名の地元の方が重軽傷を負う重大事故が発生しました。そのようなもとで、自衛隊福知山射撃場の共同利用でも、地元の安全が脅かされる危険があります。さらに地位協定によって、今後も府内の自衛隊基地の共同利用が進む可能性が危惧されています。各地で被害をもたらし、地域経済発展の障害になっている、米軍基地拡大と日米軍事協力の拡大をくい止める必要があります。

次に、「原発再稼働・老朽原発の運転延長中止、核燃料サイクルからの撤廃を求める意見書(案)」についてです。福島第一原発事故から5年9カ月が経過しましたが、いまだに収束のめどが立っていません。そういうなかで、事故の処理費用が、当初の見込みの約2倍の21.5兆円にもなり、経済産業省が、その費用を消費者の電気料金や「新電力」にも負担を求める方針を打ち出したことに、怒りの声が巻き起こっています。

また、福島事故後の法律改定で原発の運転は「原則40年」と明記されたのに、原子力規制委員会がこの原則をなし崩しにしていることは重大です。老朽原発の運転延長の背景には、原発の運転で利益を確保したい電力業界の思惑とともに、「重要なベースロード電源」として原発依存を続ける政府の姿勢があります。

政府は、原発依存の姿勢を改め、原発再稼働と老朽原発の運転延長を中止し、廃炉にふみだすべきです。高速増殖炉もんじゅは、ナトリウム漏れ・火災事故や約1万件の点検漏れなど、事故・事件を繰り返してきました。高速増殖炉開発の失敗と核燃料サイクル路線の破たんは明らかです。いま国内には、約1万8千トンの使用済み核燃料があり、原発を再稼働させれば使用済み核燃料は際限なく増え続け、その処理ができなければ、6年程度で貯蔵限界に達し原発も稼働できなくなります。だから、政府は核燃料サイクルに固執す

るのです。この矛盾を解決するには、原発再稼働を断念し、原発ゼロを決断することです。そして、高速増殖炉もんじゅは直ちに廃炉にし、核燃料サイクルから撤退すべきです。

なお、東日本大震災の自主避難者のみなさんの切実な要望にこたえて、公営住宅等への入居期限を撤廃し、継続して住み続けられる条件を整えるよう求めます。

次に「カジノ解禁推進法の撤回を求める意見書（案）」についてです。

カジノはそもそも賭博であり犯罪です。賭博は歴史的にも多くの事件や人々の不幸を招いてきました

この法律は、民間事業者が営利目的で賭博場を開くことに道を開こうとするものであり、極めて重大です。とりわけギャンブル依存症の問題は深刻です。賭博を解禁しておいて、ギャンブル依存症を増やさない方法などありません。依存症を増やさない唯一の方法は、カジノ・賭博そのものを解禁しないことです。そしてカジノ法案を成長戦略に位置づける政府の姿勢は大問題です。大多数の国民が反対する中で、法案の審議を一方向的に打ち切り、採決を強行するなど断じて許されません。厳しく抗議するとともに、撤回を強く求めるものです。

次に、「年金制度の改悪中止を求める意見書（案）」、および「医療・介護の国民負担増計画の中止を求める意見書（案）」についてです。

政府与党は12月14日、臨時国会の焦点とされていた年金カット法案を、日本維新の会の協力も得て強行成立させました。高齢者の暮らしのみならず、現役世代の将来設計にも重大な影響を及ぼす大問題であり、数の力でゴリ押しすることは許されません。国民の6割に上る反対世論を無視した暴挙であり、断固糾弾するものです。

安倍政権による高齢者いじめは、年金問題にとどまりません。医療・介護をめぐるのは、この間の社会保障審議会等で、とりわけ高齢者をねらいうちにした負担増の計画が検討されています。年金がどんどんカットされた上に、医療や介護にかかるお金が2倍、3倍と増やされれば、“下流老人”といわれるほど深刻な高齢者の貧困化に拍車がかかることは、言うまでもありません。そうでなくても、「後期高齢者医療」保険料の滞納者が24万人、正規の保険証がもらえない人も2万5千人に達しているのです。

貧困と格差を広げる大改悪を、「世代間の公平化」の名で正当化することは許されません。現役世代の将来不安を解消するためにも、「年金カット法」については撤回し、低年金の底上げと最低保障年金の導入など、真に安心できる制度への改善を進めること、医療・介護における国民負担増計画は中止することを求めるものです。

なお、3会派提案の「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書（案）」は、削減された地方交付税の増額、自公政権による社会保障費抑制政策の転換など、国に求めるべき中心問題には触れない一方、安倍内閣が進める「地方創生」の推進を前提とし、そのために必要な財政措置を国に求めるものとなっているため反対です。

次に、「TPP批准に反対する意見書（案）」についてです。

世界の動向をみても、TPPを推進してきたオーストラリアやベトナムなどで、「この協定では自国民の利益を守れない」という懸念、危機感が強まり、慎重な姿勢に変わりました。

国会の参考人質疑では、北海道がんセンターの西尾正道名誉院長が医療の分野から発言され、患者負担の増大、民間医療保険の拡大などで、「国民皆保険は実質的に崩壊する」「お金よりも、命を大切にすの発想に切り替えるべきだ」と述べました。

このような国会審議を通して、TPPの問題が国民に明らかになる中で、各種メディアも「審議するほど今国会での承認に反対が増えている」と、世論調査の結果を報道しています。

あらゆる分野で主権を損なう亡国のTPPではなく、各国の経済主権・食料主権を尊重し、国民のくらし

を守る平等・互恵の貿易・投資のルールこそが求められているのではないのでしょうか。

次に「コメの生産調整（減反政策）と戸別所得補償の廃止に反対する意見書（案）」についてです。

政府は、2018年よりコメの生産調整（減反政策）と戸別所得補償の廃止に踏み出そうとしています。農業の現場からは、「米価が暴落し、地域農業が崩壊してしまうのではないか」という不安の声があがっています。衆議院参考人質疑で、山形県の農家組織・庄内こめ工房の斎藤一志代表取締役は、政府が生産調整廃止方針を示し米価暴落を放置したことに、「暴落は非常にきつい。大規模農家がやめるといっている」と訴え、もうすでに深刻な影響が出ていることが示されています。

また、コメの直接支払交付金制度は、民主党政権のときに、戸別所得補償政策として創設されたものです。コメの生産調整と戸別所得補償が廃止されてしまったら、日本と京都の稲作農家が深刻な影響を受けることは間違いありません。

なお、3党派提案の「『米政策改革』に対する稲作農家の不安を払拭し担い手経営の安定等の確保を求める意見書（案）」は TPP 推進に向けて、農業破壊を進める政府の「コメ政策改革」の推進を前提としたものであり反対です。

次に「労働基準法改悪に反対する意見書（案）」と「実効ある給付制奨学金の創設等を求める意見書（案）」についてです。

京都で、昨年からは、学費・奨学金・ブラックバイトの問題を「全世代に関わる問題」として活動をしている LDA-KYOTO の皆さんは、シンポジウムなどで実態を共有し、発信しながら活動を大きく広げています。先日、昨年に続いて文部科学省、厚生労働省への要請とともに、国会議員への要請行動に取り組みられました。こうした運動の広がりの中、「自分さえ我慢すればいい」と、誰にも相談せず抱え込んでいた若者が、「自分と同じ人がいる」「声をあげていいんだ」と気付き、ともに声を上げ始めています。そして声に押されて、国において給付制奨学金の検討が始まったことは前進です。しかし、文部科学省の中間まとめを見ると、児童養護施設退所者、里親出身者、生活保護世帯、住民税非課税世帯などを限定していることから明らかなように、学ぶ権利の保証とは程遠いものとなっています。

一方政府は、「働き方改革」の名の下に、労働時間規制、残業代規定、休暇時間規制、休日規制などをことごとく適用除外にする「高度プロフェッショナル制度」の創設、労使間での合意のみで、残業代ゼロでいくらかでも働かせることが出来る「企画業務型裁量労働制」の営業職への適用拡大といった、労働法制の大改悪まで狙っています。

今求められているのは、高すぎる学費の引き下げ、学ぶ権利を保障する給付制奨学金制度の創設。そして、労働時間の上限規制、一定以上の休息時間の義務化、使用者の労働時間管理義務の厳格化といった、実効性ある長時間労働規制を直ちに導入することです。

なお民進党が対案として提案された「雇用の安定化を求める意見書案」は、基本的にわが党提案意見書と同じ内容であり、賛成するものです。共同で提案できるものであったのではなかったかと思われます。

「少人数学級の実現と教員定数の拡充を求める意見書（案）」ですが

すべての子どもたちへのゆきとどいた教育の実現へ、すべての学年での 35 人学級の実施は、もはや一刻の猶予も許されません。貧困と格差が広がるもとの、いじめや校内暴力の深刻化など、さまざまな要因できめ細かなケアが必要な子どもが増えています。

国の財政措置としては、35 人学級実施で小学校 2 年生までとなっていますが、文部科学省も学習集団と教育効果について、「学習集団が小さいほど正答率や自己肯定感、児童生徒の落ち着きが高くなる」と認めています。

子どもたちによりきめ細やかな対応や、よりゆきとどいた教育がすすめられるよう、35 人学級など少人数

学級の拡充を強く求めるものです。

わが党提案の意見書案への同僚議員の賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

2016年12月議会 意見書案 議決結果

議員提出

意見書案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	提案	賛否の状況				
					共産	自民	民進	公明	維新
第1号	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書	12月16日	可決	自民・公明・民進	×	○	○	○	○
第2号	厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について配慮を求める意見書	12月16日	可決	自民・公明・民進	×	○	○	○	○
第3号	ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書	12月16日	可決	自民・公明・民進	○	○	○	○	○
第4号	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書	12月16日	可決	自民・公明・民進	○	○	○	○	○
第5号	ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進等を求める意見書	12月16日	可決	自民・公明・民進	○	○	○	○	○
第6号	コメの生産調整(減反政策)と戸別所得補償の廃止に反対する意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第7号	「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し担い手経営の安定等の確保を求める意見書	12月16日	可決	自民・公明・民進	×	○	○	○	○
第8号	年金制度の改悪中止を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第9号	新ルールを盛り込んだ年金制度改革法の撤回を求める意見書	12月16日	否決	民進	○	×	○	×	×
第10号	労働基準法改悪に反対する意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第11号	雇用の安定を求める意見書	12月16日	否決	民進	○	×	○	×	×
第12号	陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による共同利用の撤回を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第13号	カジノ解禁推進法の撤回を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第14号	沖縄県米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第15号	原発再稼働・老朽原発の運転延長中止、核燃料サイクルからの撤退を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第16号	医療・介護の国民負担増計画の中止を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第17号	少人数学級の実現と教員定数の拡充を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第18号	実効ある給付制奨学金の創設等を求める意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×
第19号	TPP批准に反対する意見書	12月16日	否決	日本共産党	○	×	×	×	×

2016年12月議会 請願審議結果

件名	請願者	審議 月日	審議 結果	請願に対する態度				
				自民	共産	公明	民進	維新
教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求めることに関する請願	子どもと教育・文化を守る京都府民会議 署名17208筆	12月13日	不採択	×	○	×	×	×

意見書案第1号

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのため安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてきた。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、2019年10月まで再延期されることになった。

他方で、2012年には約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要である。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となった。まさに、高齢化対策も少子化対策も待たなしである。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められている。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えられる。

ついては、国におかれては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、次の事項について要望する。

- 1 消費税率の引き上げ再延期により、地方における社会保障関連施策に支障が生じることを防ぐよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体が、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地域創生を推進することが出来るよう、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 4 地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
内閣府特命担当大臣（少子化対策男女共同参画）	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）	山 本 幸 三 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第2号

厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について配慮を求める意見書

飲食・宿泊業者においては、その業種や店舗・施設によって、非喫煙又は喫煙双方の環境を望む利用者がいることから、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、分煙措置に努めるほか、利用者の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、実態に応じたさまざまな対策を自主的に進めている。

特に、京都府内では、平成24年に受動喫煙防止憲章を府が策定し、この憲章の趣旨に賛同した京都府内の生活衛生をはじめとする組合団体が「京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会（以下「協議会」という）」を結成し、京都市も加えた三者で「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を締結し、協議会に参画する各組合の加盟店舗を対象に、店舗等における受動喫煙防止対策の状況を示す「店頭表示ステッカー」を貼付する取り組みを官民一体となって推進している。また、各団体においても、従業員（特に未成年者及び妊産婦等）に対する受動喫煙防止対策についても積極的に取り組んでいる。

平成28年10月に、厚生労働省により公表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）（以下「たたき台」という）」による「原則禁煙」という措置では、多くの事業者が、店舗・施設の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられない。また、サービス業界では、多種多様な利用者への対応を著しく損ない、客数や客単価の減少に伴う売り上げの減少につながる懸念される。

諸外国と異なり、日本においては、駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により、路上での喫煙が厳しく制限されていることも多く、利用者に店外での喫煙を求めることができず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなる懸念される。加えて、効果的とされる分煙措置を採っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改作のための追加費用が生じるおそれがある。

については、国におかれては、たたき台が求める「原則禁煙」に関しては、下記のことを考慮するよう、関係諸団体の意見を十分聞き入れて、適切に対応されるよう強く要望する。

- 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
- 2 効果的とされている分煙措置を採っている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
- 3 受動喫煙防止の観点から、喫煙室を効果的に設置する等、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第3号

ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書

低周波音による苦情相談が年々増える中、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯機と健康症状の関連性について調査が実施され、その結果が報告書としてまとめられた。ここで低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラなどのさまざまな症状が発症している可能性が公になった。

その後、消費者庁では低周波リスク低減のための対策を講じるように関係省庁に協力を求め、これを受けて経済産業省は日本冷凍空調工業会の協力のもと「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」の会員各社等への周知を図った。しかし、このガイドブックの周知が不十分である可能性があり、消費者は未だ低周波音のリスクにさらされている状況にある。

現在、ヒートポンプ給湯機は夜間電力の有効活用とともに温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要である。更に、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対する丁寧な対応とともにその人体への影響についての解明も求められている。

については、国におかれては、次の事項について適切に取り組みを進められるよう強く要望する。

- 1 国は、低周波音による消費者被害を未然に防止するため、関係業界団体等との連携を密に、住宅業者や設置事業者への「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」の周知徹底を図ること。
- 2 消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都道府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。
- 3 低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それらを駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
環境大臣	山 本 公 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第4号

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

については、国におかれては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、次の事項について強く要望する。

- 1 被災者支援に係るシステムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。
- 2 大規模水害から住民の命と暮らしを守るために、自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成に速やかに取り組むとともに、避難行動に直結するハザードマップの作成支援の強化、さらには適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
- 3 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。
- 4 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないよう避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣府特命担当大臣（防災）	松 本 純 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第5号

ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進等を求める意見書

本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し死亡するという大変痛ましい事故があった。またその対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事故が発生した。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうちホームドアが設置されている駅は77駅にとどまっている。また平成28年3月末現在、全国約9,500駅のうち、ホームドアの整備が完了しているのは665駅である。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。

また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる「内方線付き点状ブロック」の整備も重要である。

現在、1日の利用者が1万人以上の駅で、ホームドア等の整備率は76.9%であるが、ぜひ全駅において整備を進めるべきである。

については、国におかれては、視覚障がい者をはじめ駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 全ての鉄道駅ホームの危険個所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかにホームドアの設置を実現すること。
- 2 「内方線付き点状ブロック」の全駅での整備を促進すること。
- 3 希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等、事故を未然に防ぐソフト面の対策の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第6号

コメの生産調整（減反政策）と戸別所得補償の廃止に反対する意見書

政府は、2018年よりコメの生産調整（減反政策）と戸別所得補償の廃止に踏み出そうとしている。農村の現場からは、「米価が暴落し、地域農業が崩壊してしまうのではないか」という不安とともに、生産者の声も聞かずに生産調整の即刻廃止を求める財界などの身勝手な行動に、怒りの声があがっている。

コメの生産目標の配分の廃止は、コメをどれだけ生産するかの判断を農家の責任に押し付け、価格も市場まかせを基本にするものである。主食であるコメの自給の維持も、農家の所得向上や安定した価格での供給といった国民的な課題も無視されている。

重大なことは、このコメ生産調整の廃止・見直しは、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定参加によって外国産米の輸入が増えることを見越した措置となっていることである。

また、コメの直接支払交付金制度は、民主党政権が打ち出した農業者戸別所得補償政策の柱の一つで、生産調整に参加したすべての農家に生産コストと販売価格の差額10アール当たり1万5,000円（現在7,500円）を交付する仕組みである。これだけで十分とは言えないが、低米価に苦しむ農業関係者に歓迎されてきた経過がある。

ついては、国におかれては、コメの生産調整（減反政策）と戸別所得補償の廃止を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
農林水産大臣	山 本 有 二 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全防災）	松 本 純 殿
経済再生担当大臣	石 原 伸 晃 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第7号

「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し担い手経営の安定等の確保を
求める意見書

国は、「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいる。

全国においては、米政策改革大綱以降、行政、農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付けが解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきている。

一方で、生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰となり米価下落の影響が出る等の不安もある。

については、国におかれては、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策を確立するため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な制度とすること。
- 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ）の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険制度の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。
- 3 日本型直接支払制度など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
農林水産大臣	山 本 有 二 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第8号

年金制度の改悪中止を求める意見書

安倍内閣は、国民多数の反対の声を無視し、年金制度改革法の成立を強行した。しかし、今回の法律は、年金制度を大改悪し、老後の生活にいつその困難を強いるものであり、断じて許されない。

年金の物価スライドは、購買力を維持するものであるにもかかわらず、今回の法律によって、物価が上がっても賃金が下がれば年金を下げることになる。マクロ経済スライドが実施できない場合、翌年以降に引き下げ分を繰り越し、賃金・物価が上がった時にまとめて減額できるようになるのである。

国民年金の受給額は、平均で月5万円であり、高齢者世帯の1割近くが生活保護に頼らざるを得ない厳しい現実がある中で、年金をカットする仕組みを強化することになれば、高齢者の生活も命もカットされることになる。高齢者世代の生活が苦しくなれば、親の生活費は現役世代の負担にかかってくることになり、国民の購買力を押し下げ、地域経済と日本経済の悪化にもつながることは明瞭である。

今緊急に求められる年金制度改革は、最低保障年金制度をつくることであり、そのための財源は消費税ではなく、累進課税の強化による所得税の増税や大企業・大資産家への利益に応じた課税強化に取り組むべきである。

については、国におかれては、今回の年金制度改悪を中止するとともに、最低保障年金制度の創設など安心できる年金制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第9号

新ルールを盛り込んだ年金制度改革法の撤回を求める意見書

今国会において強行採決された「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部改正法」は、物価と関係なく、物価と賃金のどちらか低い方に合わせて年金をスライドさせる新ルールが設けられ、将来現役世代の賃金が下落するような経済状態になった場合に、年金水準が更に低下する恐れがある。そして、将来世代のためとして導入されたマクロ経済スライド調整終了後にもそのルールが等しく適用される制度となっているが、本来は世代間の分かち合いの考えに基づいて、現役世代が将来受け取る年金の水準を確保する必要がある。

また、年金を頼りに暮らす高齢者や障害者の生活のみならず、将来世代にも大きな影響を与え、年金への国民の信頼を大きく損ねることは明らかである。

いま、年金制度に求められているのは、その場しのぎの制度改革ではなく、「社会保障と税の一体改革」の3党合意に基づく制度の抜本改革である。

については、国におかれては、この法律を撤回し、国民的議論のもとで制度の抜本改革を進められるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第10号

労働基準法改悪に反対する意見書

政府が今国会に提案した労働基準法の改正案は、労働時間規制や残業代規定、休憩時間規制、休日規制まで適用除外にする「高度プロフェッショナル制度」という新たな労働制度をつくること、企画業務型裁量労働制の適用業務を緩和し、新たに営業職にまで適用することなど、過労死防止、長時間過密労働の是正など社会的に求められる課題に背を向けるものとなっている。まさに「過労死促進法案」「残業代ゼロ法案」と呼ぶにふさわしい大改悪である。

広告代理店最大手の電通で、新入社員の女性が長時間過密労働、パワハラなどによって自殺するという痛ましい事件をきっかけにして、関西電力、野村証券、エイベックスHDなど大企業での労働法制違反が次々と明らかになっている。世界的に見ても群を抜いて高い長時間労働の是正、過労死防止の取り組みは待ったなしである。こうした事態を受けて、野党4党から「労働時間の延長の上限規制」「インターバル規制の導入」「裁量労働制の要件の厳格化」を柱とした長時間労働規制法案が提案されており、その成立が急がれる。

については、国におかれては、労働基準法の改悪案は撤回し、実効性のある長時間労働規制を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
働き方改革担当大臣

大 島 理 森 殿
伊 達 忠 一 殿
安 倍 晋 三 殿
塩 崎 恭 久 殿
菅 義 偉 殿
加 藤 勝 信 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第11号

雇用の安定を求める意見書

政府は昨年の通常国会で、一昨年に二度にわたって廃案となった労働者派遣法改正案を、派遣労働者をはじめとする大勢の働く人たちの反対の声を無視して強引に成立させた。本法案は、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性のある措置を盛り込まないまま、派遣労働者の受け入れ期間の制限を事実上撤廃するものである。本法案の成立によって、正社員が減少し、不安定雇用で低賃金の派遣労働者が拡大することが危惧される。

また、政府は「残業代ゼロ法案」（労働基準法改正案）によって、労働時間の基本的保護をなくし、過重な長時間労働を合法的に課す「高度プロフェッショナル制度」の導入、事実上の残業代ゼロで、長時間労働の原因となっている裁量労働制の拡大を目指している。一昨年の国会で、全会一致で制定した過労死等防止対策推進法をほごにする「過労死促進法」と言っても過言ではない。いま目指すべきは残業代をゼロにすることではなく、本人や家族のみならず社会にとっても大きな損失である過労死をゼロにすることである。

さらに、政府が目指す「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、裁判で不当な解雇と判断され、労働者が職場復帰を希望しても職場に戻れなくなる。

については、国におかれては、こうした現状に鑑み、次の事項に取り組むことを強く要望する。

- 1 過重な長時間労働と過労死を招く「残業代ゼロ」の推進、お金さえ払えば不当解雇できる「解雇の金銭解決制度」の導入など、労働法制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。
- 2 正社員と派遣労働者の均等待遇を確実に実現するための法制上の措置を速やかに講ずること。
- 3 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
- 4 労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
経済再生担当大臣	石 原 伸 晃 殿
内閣府特命担当大臣（規制改革）	山 本 幸 三 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第12号

陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による共同利用の撤回を求める意見書

本年11月25日、陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による共同利用が閣議決定され、直後の29日から訓練が開始された。これは府域に日米地位協定に基づく第二の米軍基地が機能することである。日米ガイドラインに基づき、経ヶ岬米軍レーダー基地の役割が重視されるも、府内の他の自衛隊基地においても日米地位協定により米軍基地化が進むことが懸念される。今回の共同利用は、それに先鞭をつけるものとなりかねない。

11月7日に京都府知事と福知山市長は、稲田防衛大臣に陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による共同利用における安全管理対策と騒音対策の「要望」を提出し、翌8日に防衛省から回答があった。ところが防衛省と米軍は、その8日に日米合同委員会で共同利用について合意していたことが判明した。これは、始めから結論ありきで、府民よりも米軍を優先したものである。

これまで経ヶ岬レーダー基地にかかわる騒音や交通事故問題などにおいても、京都府や京丹後市との合意は守られておらず、府民からは不安と怒りの声が続いている。そのようなも、陸上自衛隊福知山射撃場の米軍による共同利用についての住民の安全と安心が守られる保障はない。

については、国におかれては、陸上自衛隊福知山射撃場の米軍の共同利用を撤回するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
外務大臣	岸 田 文 雄 殿
防衛大臣	稲 田 朋 美 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第13号

カジノ解禁推進法の撤回を求める意見書

カジノを中心にホテル、商業施設、展示場などの大型施設を併設する統合型リゾート（IR）を積極的に推進するためのカジノ解禁推進法（「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」）の採決が強行された。

政府は、「日本再興戦略」でIRを観光振興策としている。しかし、そもそもカジノは賭博であり、賭博は歴史的に多くの重大犯罪を誘発し、多くの人々の不幸を招いてきたことで、刑法で厳しく禁止されてきた犯罪である。本法律は、公的主体に限定的に認められてきた賭博を、歴史上初めて民間にも解禁する道を開こうとするものである。

また、カジノの合法化については、反社会的勢力の介入、マネーロンダリングの横行、多重債務問題の再発、青少年への悪影響、すでに536万人も存在する日本のギャンブル依存症患者の増大など、様々な問題が懸念される。

世論調査でも「カジノ解禁に反対」が約6割となるなど、大多数の国民も反対している中で、このような法律を短時間の審議で強行採決したことは決して許されない。

については、国におかれては、カジノ解禁推進法を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
経済再生担当大臣	石 原 伸 晃 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第14号

沖縄県米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書

沖縄県東村高江では、地元住民をはじめ県民多数の反対の声を無視して、オスプレイを発着させるヘリパッドの建設が強行されている。すでに、沖縄防衛局は、東村高江のN4地区の2か所のヘリパッドを完成させ、2015年2月に米軍に先行提供し、米軍によるオスプレイの訓練が急増した。オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波被害に苦しみ、学校を欠席する児童が生まれている。2016年12月13日には、オスプレイが墜落する大事故が発生し、住民の不安が現実のものとなった。

やんばるの森の貴重な自然環境を破壊し、オスプレイの欠陥、危険性に対する不安が高まる中でも、住民への十分な説明もなく、計画変更にあたっての環境アセスメントも実施されていない。

また、政府が、警察法、自衛隊法にも反し、全国から警察、機動隊、自衛隊ヘリを動員し、ヘリパッド建設工事に反対する住民らを暴力的に排除し、人々の交通の自由を妨げる等、およそ、民主主義国家、法治国家にあるまじき行為を繰り返していることは重大である。

沖縄県議会においては、欠陥機オスプレイの配備撤回及び海兵隊の撤退を求める意見書並びに北部訓練場のヘリパッド建設を中止する意見書を可決されたところであるが、京都府議会としても、沖縄県民に連帯し、県民の生命、安全及び生活環境、地方自治を守る立場から、政府がヘリパッド建設を強行に進めることに対し、厳重に抗議するものである。

ついては、国におかれては、米軍北部訓練場ヘリパッド建設を直ちに中止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
外務大臣	岸 田 文 雄 殿
防衛大臣	稲 田 朋 美 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第15号

原発再稼働・老朽原発の運転延長中止、核燃料サイクルからの撤退を求める意見書

原子力規制委員会は、運転開始から40年を経過した老朽原発である高浜1、2号機に続いて、美浜3号機の運転延長も承認した。福島原発事故後に決められた原発の「40年廃炉」の原則がなし崩しにされている。運転期間が短い原発でも大事故を起こす危険があるのに、老朽化すれば放射線を浴びる原子炉の壁がもろくなり、配管なども傷んで事故を起こしやすくなるのは、誰も否定できない事実である。運転延長の前提になる地震や津波などへの対策は、規制委員会の基準では不十分で、事故が防げないことが、規制委員会の関係者からも指摘されており、老朽原発の運転延長には、まったく道理がない。

政府は、約1兆円の国費が投じられながら、事故や事件を繰り返してきた高速増殖炉もんじゅについては、「廃炉を含めて抜本的に見直す」としながら、同時に新たな高速炉開発を表明した。政府が、原発の使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、核燃料として再利用する核燃料サイクルに固執する大きな動機は、原発再稼働の条件整備である。原発を再稼働させれば際限なく増え続ける使用済み核燃料を処理する必要があるからである。しかし、高速炉は、技術的には高速増殖炉と同様の原子炉であり、高速炉の使用済み燃料という新たな核のゴミを生じることになる。核燃料サイクル路線の破たんは明らかである。

ついでに、国におかれては、原発再稼働と老朽原発の運転延長は中止し、廃炉に踏み出すべきである。また、高速増殖炉もんじゅは直ちに廃炉にし、核燃料サイクルから撤退すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	山 本 公 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
資源エネルギー庁長官	日 下 部 聡 殿
原子力規制委員会委員長	田 中 俊 一 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第16号

医療・介護の国民負担増計画の中止を求める意見書

政府は、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度について、低所得者や扶養家族であった人の保険料を最大9割軽減している特例措置を、2017年度から段階的に廃止する計画を打ち出している。対象者は75歳以上の高齢者の6割近い916万人（2016年度）にのぼり、保険料は2～10倍に跳ね上がると予測される。

また、医療費負担の上限を定める「高額療養費制度」も、70歳以上の高齢者を現役世代と同水準に引き上げ、外来のみの負担を軽くする上限特例は廃止しようとしている。これにより、年収370万円以上の「現役並み」所得者は月4万4,000円が8万円以上に、同370万円未満の一般所得者は1万2,000円が5万7,600円以上となる。

高齢者が長期入院する療養病床では、医療の必要性が比較的低い人の光熱水費を、現在の1日320円から370円に引き上げるとしている。食費と合わせて月5万2,500円もの負担が強えられることになる。

介護保険では、「現役並み」所得の高齢者について、自己負担を現在の2割から3割へ引き上げる方針が打ち出されている。

これらの負担増計画は、医療の受診抑制、介護の利用抑制に拍車をかけ、高齢者の生活を破壊するものである。

お金の心配なく医療・介護を受ける権利を保障することは、国民の生存権を保障した憲法25条に基づく国の責務である。税金の使い方を改め、社会保障の切り捨てから充実へ政策を転換することが求められている。

については、国におかれては、さらに貧困を拡大する負担増計画は撤廃し、公的医療・介護保障の再生・拡充に転換することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第17号

少人数学級の実現と教員定数の拡充を求める意見書

すべての子どもたちへのゆきとどいた教育を目指して、多くの地方自治体では父母、地域住民、子どもたちや教職員の願いをもとに少人数学級の前進を独自にすすめ、全国15県で中学校3年生までの全学年で35人学級が実施されている。

一方、学校では、いじめ・校内暴力の深刻化、過去最高水準にある不登校、自殺や虐待の増加など、さまざまな要因での手厚いケアが必要な子どもが増え、多くの困難を抱えている。

こうした子どもたちの課題解決に向けて、すべての学年で35人学級の実施は、もはや一刻の猶予も許されない。35人学級実施では、小学校2年生までとなっているが、これでは学びや成長を支える場としての学級の運営が大変であることは、校長、教職員、教育委員会、PTA関係者などが一致して認めている。

ところが、国の財政制度等審議会は「建議」（意見書）において、小中学校の定数について、今後10年間で少子化により基礎定数4万4千人、加配定数5千人の計4万9千人の削減が可能とし、教員定数の大幅な削減を求めていることは重大である。

経済協力開発機構（OECD）の調査では、2013年の国内総生産（GDP）に占める教育機関への公的支出割合は3.2%で、比較可能な33カ国中の32位であり、依然低い日本の公的支出を示す結果となっている。

については、国におかれては、教育予算を抜本的に増やし、小学校から高校までの35人以下学級の実現と教員定数の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
文部科学大臣	松 野 博 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第18号

実効ある給付制奨学金の創設等を求める意見書

日本学生支援機構の学生生活調査によると、日本の大学の学費は平均約100万円と高額であり、授業料を含む大学生の1年間の生活費の平均は約190万円となっている。そのため、大学生などの教育費負担の軽減、返済不要の給付制奨学金を求める世論が高まっており、京都府議会においても本年9月に「返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」を全会派一致で可決したところである。

政府が、こうした国民の声に押され、「給付型奨学金制度」の検討に向けて議論をはじめたことは重要である。ところがその内容について、文部科学省の検討チームの「議論の整理」で示されている規模は、対象となるのは全学生の2%程度、一人当たり3万円程度ときわめて限定的である。

経済協力開発機構(OECD)諸国では、アメリカで35%、学費無償のドイツで27%、フランスで35%の学生が給付制奨学金を受けている。日本と同様に高学費の韓国では、世論が高まるなか、2011年に給付制奨学金が創設され、現在、学生の36%にあたる約130万人にまで広がっている。

については、国におかれては、高すぎる学費を引き下げる努力を行うとともに、十分な予算措置を図り、給付制奨学金の対象者の抜本的拡充など、実効性ある制度とするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
文部科学大臣	松 野 博 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第19号

TPP批准に反対する意見書

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、多国籍企業の利益を最大化する一方、国民のくらしや農業、医療、食の安全、ものづくり産業、日本経済などを破壊する最悪の貿易協定である。

第1に、日本の農業が壊滅的な影響を受ける。国会決議で「除外」「再協議の対象」とされたコメ、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物など重要5項目では、約600品目のうち約3割で関税が撤廃され、残りも無傷のものは何一つない。

第2に、米国や多国籍企業の要求を際限なく受け入れることになる。これまでも、米国の身勝手な要求を受け入れ、命や暮らしを守る規制がゆがめられた例は数多くある。この間の交渉で、危険なアルミニウム食品添加物4品目の解禁を約束していることも明らかになったところである。

第3に、ISDS（投資家対国家紛争解決）条項により、司法権も蹂躪（じゅうりん）される。政府は、仲裁廷で敗訴した場合、日本の司法判断で勝訴していても、「条約を順守する立場から、仲裁廷に従う」と答弁した。これは、TPPがわが国の司法権さえ侵害することを認めたものであり、重大である。

第4に、安全・衛生をはじめとする規制や、外国籍企業への課税が妨げられることになる。

このようにあらゆる分野で主権を損なう亡国のTPPではなく、各国の経済主権・食料主権を尊重し、国民のくらしを守る平等・互恵の貿易・投資のルールこそが求められている。

ところが政府は、トランプ次期米大統領が明確にTPP離脱を表明したにもかかわらず、批准を強行しようとしている。これでは、米国が2国間協議を求めてきた際には譲歩を余儀なくされ、日本の経済主権を売り渡す不平等条約への道を突き進むことになる。

ついては、国におかれては、TPP協定批准の姿勢を改め、TPP協定を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
農林水産大臣	山 本 有 二 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全防災）	松 本 純 殿
経済再生担当大臣	石 原 伸 晃 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕